

農地法第3条の規定による許可申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市農業委員会会長 殿
(沖縄県知事)

譲渡人 金城 和雄 (印)

譲受人 大城 一郎 (印)

下記農地(採草放牧地)について { 所有権
賃借権
使用貸借による権利
その他使用収益権 () } を { 移転
設定 (期間 10年) }

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付してください。)

1 申請者の氏名等

| 申請者 | 氏名 | 年齢 | 職業 | 住 所 |
|-----|-------|----|----|---------------|
| 譲渡人 | 金城 和雄 | 60 | 農業 | 〇〇 町字11番地 |
| 譲受人 | 大城 一郎 | 45 | 農業 | 〇〇 市〇〇2丁目2番2号 |

2 許可を受けようとする土地の所在等

| 土地の所在 | | | | 地目 | | 面積 (m ²) | 対価、賃料等 の額 (円) (10a当たりの額) | 所有者の氏名 又は名称 現所有者が登記 簿と異なる場合 | 所有権以外の使用収益権が 設定されている場合 | |
|----------|-----|----|-----|-----|----|-------------------------|--------------------------------|--------------------------------------|---------------------------|----------------|
| 市町村 名 | 大字 | 字 | 地番 | 登記簿 | 現況 | | | | 権利の種 類、内容 | 権利者の氏 名又は名称 |
| 〇〇市 | 〇〇〇 | 〇〇 | 300 | 畑 | 畑 | 800 | 12,000円 [15,000円/10a] | 金城和雄 | | |
| 〇〇市 | 〇〇〇 | 〇〇 | 301 | 畑 | 畑 | 200 | 3,000円 [15,000円/10a] | 金城和雄 | | |
| | | | | | | | /10a | | | |
| | | | | | | | /10a | | | |

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

①時期 (許可後 平成22年5月から) ②対価 (-)
③賃借料等の給付の種類および額 (年間15,000円) ④契約期間 (10年間)

〇〇指令第 号

平成〇〇年 〇月〇〇日

〇〇市農業委員会 会長 〇〇 〇〇

公 印

上記申請については、下記条件を附して許可します。

- 農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可をするので、毎事業年度の終了後3箇月以内にその農地(採草放牧地)の利用状況について、許可権者に報告すること。
- (県知事許可の場合は市町村農業委員会等を経由すること。)

| 申請人訂正欄 ※漢数字を使用する 字挿入 字抹消 | 担当者確認欄 ※申請人は記入しない 字挿入 字抹消 | 許可権者訂正欄 ※申請人は記入しない 字挿入 字抹消 |
|--------------------------------|---|----------------------------------|
| ○ 申請人印 ○ | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第3条第3項の適用ではない場合は、見え消しで条件を消す。許可権者訂正欄に抹消文字数を記入し、公印を押す。</p> </div> | |
| 年 月 日 訂正・再交付 | | |

【教示】裏面を読んでください。

様式第1号（裏面）

[注意事項]

「2許可を受けようとする土地の所在等」については、「地番」及び「面積」は訂正できません。

[教示]

市町村農業委員会等は、許可書を発行する際に、「市町村農業委員会等の許可」に印を付けること。

[教示]

市町村農業委員会等の許可

この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、審査請求書（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を沖縄県知事に提出して審査請求をすることができます。（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

沖縄県知事の許可

この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、審査請求書（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を農林水産大臣に提出して審査請求をすることができます。（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、内閣府沖縄総合事務局長（那覇市おもろまち2丁目1番1号）を経由して提出して下さい。

[記載要領]

- 1 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 法人である場合は、「住所」欄は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄は法人の名称及び代表者の氏名を、「職業」欄はその業務の内容をそれぞれ記載してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 4 「3権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容」は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

1-1

<農地法第3条第2項第1号関係>

権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

<農地法第3条第2項第5号関係>

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積（農地・採草放牧地）の状況

特例（集約的に行われる事業等）の該当有無 有 無 ※「有」の場合は、様式第1号-③添付

[経営地]

| | 今回権利を取得する土地① | 所有地 | | 所有地以外の土地 | | 経営面積合計 ①+②+③ |
|-------|--------------|-------|-----|----------|-----|-----------------|
| | | 自作地② | 貸付地 | 借入地③ | 貸付地 | |
| 田 | | | | | | |
| 畑 | 1,000 | 2,000 | | 500 | | 3,500 |
| 樹園地 | | | | | | |
| 計 | 1,000 | 2,000 | | 500 | | 3,500 |
| 採草放牧地 | | | | | | |

[非耕作地]

| | 所在・地番 | 地目 | | 面積(m ²) | 状況・理由 |
|------|----------|----|----|---------------------|-------|
| | | 登記 | 現況 | | |
| 非耕作地 | 所有地 | なし | | | |
| | 所有地以外の土地 | なし | | | |

(記載要領)

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。
なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等自らの耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

1-2 <農地法第3条第2項第1号関係>

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況

- 作付（予定）作物、作物別の作付面積 …営農計画書の添付
- 大農機具又は家畜

| | 大農機具 | | | | |
|------|---|-------|-------|-----|--------|
| | 耕うん機 | トラクター | 農業散布機 | 草刈機 | その他() |
| 確保 | 所有 1台 | 台 | 台 | 台 | 台 |
| 導入 | 所有 1台 | 1台 | 1台 | 台 | 台 |
| 資金繰り | 該当するものに○を付すこと 自己資金 金融機関からの借入れ・その他() | | | | |

| 家畜 | | | | |
|----|-----|---|---|--------|
| 乳牛 | 肉用牛 | 豚 | 鶏 | その他() |
| 頭 | 頭 | 頭 | 羽 | |

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

2 <農地法第3条第2項第2号関係> (権利を取得しようとする者が農業生産法人である場合のみ記載)
その法人の構成員等の状況 (別紙に記載し、添付してください。)

3 <農地法第3条第2項第3号関係>
信託契約の内容 (信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載)

| |
|--|
| |
|--|

4 <農地法第3条第2項第1号及び第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載)
権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への
の従事状況

(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

(1) 農作業に従事する者

| | 氏名 | 年齢 | 権利取得者との続柄 | 職業 | 農作業従事日数 | 農作業経験の状況 | 通作距離・時間 |
|--------------------------------|-----------------------------|----|-----------|-----|---------|----------|----------|
| 権利取得者 | 大城 一郎 | 45 | 本人 | 農業 | 200日 | 農作業5年 | 20km・40分 |
| 世帯員等その他常時雇用 (構成員) | 大城 〇〇 | 43 | 妻 | 会社員 | 0日 | なし | 20km・40分 |
| | 大城 〇〇 | 19 | 子 | 学生 | 30日 | なし | 20km・40分 |
| | 大城 〇〇 | 70 | 父 | 農業 | 150日 | 農作業20年 | 5km・15分 |
| | | | | | | | km・分 |
| | | | | | | | km・分 |
| 現在： 4名 ・ 増員予定： 0名 (農作業経験の状況：) | | | | | | | |
| 臨時雇用 | 年間延日数 30 日 | | | | | | |
| | 年間延人数 現在： 0 名 (農作業経験の状況：) | | | | | | |
| | 増員予定： 2 名 (農作業経験の状況： 未経験者) | | | | | | |

(2) その者の農作業への従事状況 (該当する期間(実績又は見込み)を「←→」で示してください。)

(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあることをいいます。)

| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|-------------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間 | ←→ | | | | | | | | | | | |
| その者が農作業に常時従事する期間 | ←→ | | | | | | | | | | | |

(記載要領)

- 1 農作業経験等の状況の記入例 農作業暦〇〇年、農業技術修学暦〇〇年
- 2 通作距離及び距離は、住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間を記載して下さい。

5 <農地法第3条第2項第7号関係>

周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農業の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

営農計画はハウス栽培によるマンゴーで、周辺農地ではさとうきびや花卉の営農が行われている状況である。申請地が一団の農地の端地にあること等から、周辺農地の総合的な利用の確保に支障は生じないと考える。

万が一支障が生じた場合は、地域の農家、農業委員会及び県(北部・宮古・八重山)農林水産振興センター農業改良普及課等の意見を参考に責任をもって対処します。

→(南部・中部)農業改良普及センター

6 その他参考となるべき事項

父とは、別世帯ではありますが、農業経営を一体として行っております。

※ 申請書には、農業委員会又は都道府県知事が許可等の判断を行うために必要な書類を添付することになっています。

個人の方が申請する場合、

- ・ 許可を受けようとする土地の、法務局で交付される登記事項証明書（全部事項証明書に限ります。）
- ・ 連署しないで許可申請を行う場合、競売を執行する裁判所で交付される入札調書の写しなど、単独申請ができるものであることを証明する書面
- ・ その他、許可の判断をするに当たって必要不可欠と農業委員会又は都道府県知事が判断した書類を求めることがあります。
事前に、まずは農業委員会にご相談ください。

(参考) **その他の添付書類の例**

営農計画書

申請者が権利を有する農地の位置図

通作経路図

市町村で交付される住民票（〇〇市の場合、〇〇課）

市町村で交付される戸籍謄本（〇〇市の場合、〇〇課）

農地のある市町村の農業委員会が発行する耕作証明書

など